

介護老人保健施設 アメニティ国分 高齢者虐待防止に関する指針

1. 基本理念

高齢者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。そのため、介護老人保健施設アメニティ国分の基本的な考え方としてこの指針を定め、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有する。

2. 定義

(1) 身体的虐待

暴力行為などで身体にあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

【具体例】

平手打ちする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる

ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする 等

(2) 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

【具体例】

入浴しておらず異臭がする。髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている

水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある
室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる

高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限したり、使わせない

同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること 等

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。

【具体例】

排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる

怒鳴る、ののしる、悪口を言う、侮辱を込めて子どものように扱う

高齢者が話しかけているのを意図的に無視する 等

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること

【具体例】

排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する

キス、性器への接触、セックスを強要する 等

(5) 経済的虐待

本人の同意なしに金銭を使用する、または本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

【具体例】

日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない

本人の自宅等を本人に無断で売却する

年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する 等

3. 高齢者虐待・不適切なケアの未然防止の取り組み

職員は、高齢者虐待・不適切なケアを未然に防ぐために以下の取り組みを実施する。

- (1) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止に関する取り組み
- (2) 提供する介護サービスの点検と、虐待につながりかねない不適切なケアの改善による介護の質を高めるための取り組み
- (3) 管理職と職員が一体となって権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高める研修の実施・教育等の取り組み
- (4) 第三者委員などを導入することによる施設・事業所運営の透明化に関する取り組み
- (5) 職員のメンタルヘルスに関する組織的な取り組み
- (6) 指針およびマニュアルの定期的な見直しと周知

4. 虐待発生時の考え方・対応方法

(1) 虐待の発見及び通報

- ①職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報があるときは、本指針に沿って対応しなければならない。
- ②利用者等に虐待が疑われる場合は、虐待防止担当者に速やかに報告する。その後、施設内における苦情解決の仕組みと同様に速やかな解決につなげる。

*報告、解決等の手順は、『高齢者虐待発生対応マニュアル』に準ずる。

(2) 虐待に対する職員の責務

- ①施設内における高齢者虐待は、外部からは把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は、日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- ②虐待防止担当者は、施設・事業所において虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに虐待防止責任者へ報告する。責任者は虐待防止検討委員会を開催し、虐待防止責任者（管理者）へ報告すると共に速やかに市町村へ通報しなければならない。

5. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「虐待防止検討委員会」を設置します。

(1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

(2) 虐待防止検討委員会の構成委員

- | | | |
|----------|--------|--------------------|
| ・施設長 | ・副施設長 | ・事務職 |
| ・支援相談員 | ・介護職 | ・看護職 |
| ・介護支援専門員 | ・管理栄養士 | (その他必要に応じ委員を指名する。) |

この委員会の責任者は、施設長とします。

(3) 虐待防止検討委員会の開催

委員会は、3ヶ月に1回以上開催します。(4月、7月、10月、1月)

虐待事案発生時等、必要な際は、隨時委員会を開催します。

(4) 虐待防止検討委員会の役割

- ①虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関するここと
- ②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関するここと
- ③職員の人権意識を高めるための研修計画に関するここと
- ④虐待予防、早期発見に向けた取組に関するここと
- ⑤虐待が発生した場合の対応に関するここと
- ⑥虐待の原因分析と再発防止策に関するここと

(5) 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、副施設長とする。

6. 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ①定期的な研修の実施（年2回以上）
- ②新任職員への研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施
- ④実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

7. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ①利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。
相談窓口は、5（5）で定められた高齢者虐待防止担当者とします。
- ②事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげる。
- ③事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止検討委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- ④事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

8. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

7 虐待等に係る苦情解決方法

- ①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の

注意を払って対処します。

③対応の結果は相談者にも報告します。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧について

(1) 当該指針は求めに応じ、いつでも閲覧できるように文書の掲示またはホームページ上で公表する。

(2) この指針の掲示及び公表について、管理職及び各事業管理者の責任において管理する。

9. 高齢者虐待防止の手引きについて

具体的な対応等については、鹿児島県高齢者虐待防止の手引き（鹿児島県 平成26年7月）を参考にしながら対応する。

～参考 URL～

「高齢者虐待防止の手引」について

<http://www.pref.kagoshima.jp/ae05/kenko-fukushi/koreisya/gyakutai/tebikih2607.html>

高齢者虐待の状況の公表について

高齢者虐待防止に向けた取組について

<http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/koreisya/gyakutai/index.html>

附 則

① この規定は令和5年9月1日から施行する。